

給水装置修繕施行事業者に係る情報の提供に関する要綱

(令和5年2月24日4川上サ給第656号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、修繕工事に係るお客さまからの照会に対し、修繕施行事業者の情報を提供すること及びそのために必要な名簿を作成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修繕工事 給水装置の修繕の工事のうち、川崎市上下水道局漏水修理実施要綱（平成21年3月31日21川水工管第523号）第4条で定める市負担範囲（以下「市負担範囲」という。）を除いた範囲の工事をいう。
- (2) 指定給水装置工事事業者 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者をいう。
- (3) 修繕施行事業者 修繕工事を施行する指定給水装置工事事業者のうち名簿への登録をした者をいう。
- (4) 名簿 修繕施行事業者の情報を登録した名簿をいう。

(修繕施行事業者に係る情報の提供)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、修繕施行事業者に係る情報提供を適切かつ円滑に行うため、名簿を作成する。

- 2 管理者は、名簿を川崎市上下水道局のウェブサイト等で公表するとともに、お客さまから修繕工事に関する問合せがあったときに活用する。

(修繕施行事業者の責務)

第4条 修繕施行事業者は、次の掲げる責務を有する。

- (1) 修繕工事の施行に当たり、水道法（昭和32年法律第177号）、川崎

市水道条例（昭和33年条例第18号）、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号）、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第3号）その他の関係法令等を遵守すること。

(2) 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部が行う指定給水装置工事事業者向けの講習会に毎回参加すること。

(3) お客さまからの修繕工事の依頼に対し、迅速、丁寧かつ誠実に対応すること。

(4) お客さまから市負担範囲に該当する給水装置の修繕の工事の依頼があった場合は、上下水道局お客さまセンターを案内すること。

(5) 修繕工事を施行できる区域並びに依頼の受付を行う時間及び受付を休業する日を明確にすること。

(6) 公正な取引を確保するため、修繕工事の依頼の受付から完成後までの各段階において、次の事項の説明等を誠実に言い、お客さまの了承を得ること。

ア 依頼の受付時 出張及び見積り作成の費用並びに夜間及び休日における割増の費用の説明

イ 着手前 修繕工事に要する費用の書面による提示

ウ 施工中 修繕工事に要する費用に変更が生じた場合、その費用の説明

エ 完成後 施工の内容、修繕工事で使用した材料、費用及び内訳の書面による提示

(7) お客さまから苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

(登録手続き)

第5条 指定給水装置工事事業者が名簿への登録を申し込むときは、前条の責務を果たすことを誓約し、給水装置修繕施行事業者登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を、管理者に提出する。

(名簿への登録等)

第6条 管理者は、指定給水装置工事事業者から前条の登録申請書を受理した日の翌月の末日までに名簿へ登録するものとする。

2 管理者は、前項の規定により名簿へ登録をしたときは、速やかに給水装置修繕施行事業者登録通知書(第2号様式)により、その旨を当該指定給水装置工事事業者に対し通知する。

(登録内容の変更等)

第7条 修繕施行事業者は、登録内容に変更があった場合又は登録の取消しを行う場合は、速やかに給水装置修繕施行事業者(変更・取消)届(第3号様式。以下「変更・取消届」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、修繕施行事業者から前項の変更・取消届を受理した日の翌月の末日までに名簿の変更又は削除を行うものとする。

(修繕工事の費用)

第8条 修繕工事に要する費用は、お客さまと修繕施行事業者との間で決定する。

(報告の徴収)

第9条 管理者は、必要があるときは、修繕施行事業者に対して、登録内容の現況、施工した修繕工事の内容及び費用等について報告を求めることができる。

(登録の抹消)

第10条 管理者は、修繕施行事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、名簿から抹消することができる。

(1) 第4条に規定する修繕施行事業者の責務を果たさなかったとき。

(2) 第7条に規定する届出を怠ったとき。

(3) 第9条に規定する報告の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないと

き又は虚偽の報告を行ったとき。

(4) 受付に使用する電話として登録した電話の番号で、1か月以上連絡が取れなくなったとき。

(5) その他名簿からを抹消することが妥当であると管理者が判断したとき。

2 管理者は、前項の規定により修繕施行事業者を名簿から抹消したときは、速やかに給水装置修繕施行事業者抹消通知書（第4号様式）により当該修繕施行事業者に通知する。

（修繕施行事業者への再度の登録）

第11条 登録の取消しを行った指定給水装置工事事業者又は名簿から抹消された指定給水装置工事事業者が名簿への登録を再度申し込む場合は、第5条に規定する手続きを改めて行わなければならない。この場合において、名簿から抹消された指定給水装置工事事業者は、名簿から抹消された理由が解消されたときに、登録の申込みができるものとする。ただし、最後に名簿から抹消された日より前の2年間に名簿から抹消されたことがある指定給水装置工事事業者は、最後に名簿から抹消された日から2年間は登録の申込みができない。

（電磁的記録による処理）

第12条 この要綱の規定により作成することとされている書類等（書類、台帳その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって、当該書類等に代えることができる。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

第1号様式

給水装置修繕施行事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 指定番号

氏名又は名称

(本件に関する連絡先) 担当者

メールアドレス又は電話番号

給水装置修繕施行事業者に係る情報の提供に関する要綱第4条の責務を果たすことを誓約し、同要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>(修繕施行事業者の責務)</p> <p>第4条 修繕施行事業者は、次の掲げる責務を有する。</p> <p>(1) 修繕工事の施行に当たり、水道法(昭和32年法律第177号)、川崎市水道条例(昭和33年条例第18号)、川崎市水道条例施行規程(平成22年水道局規程第1号)、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第3号)その他の関係法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部が行う指定給水装置工事事業者向けの講習会に毎回参加すること。</p> <p>(3) お客さまからの修繕工事の依頼に対し、迅速、丁寧かつ誠実に対応すること。</p> <p>(4) お客さまから市負担範囲に該当する給水装置の修繕の工事の依頼があった場合は、上下水道局お客さまセンターを案内すること。</p> <p>(5) 修繕工事を施行できる区域並びに依頼の受付を行う時間及び受付を休業する日を明確にすること。</p> <p>(6) 公正な取引を確保するため、修繕工事の依頼の受付から完成後までの各段階において、次の事項の説明等を誠実にを行い、お客さまの了承を得ること。</p> <p>ア 依頼の受付時 出張及び見積り作成の費用並びに夜間及び休日における割増の費用の説明</p> <p>イ 着手前 修繕工事に要する費用の書面による提示</p> <p>ウ 施工中 修繕工事に要する費用に変更が生じた場合、その費用の説明</p> <p>エ 完成後 施工の内容、修繕工事で使用した材料、費用及び内訳の書面による提示</p> <p>(7) お客さまから苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。</p>

お客さまへ提供する情報を記入してください。

電話番号 (受付用)	
修繕工事が可能な区域	川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区 ※修繕工事可能区域に○をつけてください。
受付休業日	月 火 水 木 金 土 日 祝日 年末年始 夏季 年中無休 ※休業日に○をつけてください。
受付時間	午前 午後 時 分 ~ 午後 時 分
工事中破損	対応可能 対応不可 ※どちらかに○をつけてください。
宅地内埋設部 修繕	対応可能 対応不可 ※どちらかに○をつけてください。
建物内修繕	対応可能 対応不可 ※どちらかに○をつけてください。

※上記情報に変更があった場合は、「給水装置修繕施行事業者変更・取消届(第3号様式)」を提出してください。

第2号様式

年 月 日

指定番号

様

川崎市上下水道事業管理者

給水装置修繕施行事業者登録通知書

年 月 日に申請がありました、給水装置修繕施行事業者の登録を行いましたので通知します。

※登録情報に変更があった場合は、「給水装置修繕施行事業者変更・取消届（第3号様式）」を提出してください。

第3号様式

給水装置修繕施行事業者（変更・取消）届

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

申請者 指定番号

氏名又は名称

（本件に関する連絡先） 担当者

メールアドレス又は電話番号

給水装置修繕施行事業者に係る情報の提供に関する要綱第7条の規定により、次のとおり（変更・取消）を届け出ます。

（変更）お客さまへ提供する情報を記入してください。

電話番号 (受付用)	
修繕工事が 可能な区域	川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区 ※修繕工事可能区域に○をつけてください。
受付休業日	月 火 水 木 金 土 日 祝日 年末年始 夏季 年中無休 ※休業日に○をつけてください。
受付時間	午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分
工事中破損	対応可能 対応不可 ※どちらかに○をつけてください。
宅地内埋設部 修繕	対応可能 対応不可 ※どちらかに○をつけてください。
建物内修繕	対応可能 対応不可 ※どちらかに○をつけてください。

（取消）取り消す理由を記入してください。

取消の理由	
-------	--

* 指定事業者の指定事項に変更があったとき、又は指定給水装置工事の事業を廃止したときは、別途川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第6条の届出をしてください。

第4号様式

年 月 日

指定番号

様

川崎市上下水道事業管理者

給水装置修繕施行事業者登録抹消通知書

給水装置修繕施行事業者に係る情報の提供に関する要綱第10条の規定により、登録を抹消しましたので通知します。なお、再登録については、同要綱第11条の条件に該当する場合は申請することができます。

1 抹消理由

2 抹消日